

平成24年9月 7日 開会

平成24年9月27日 閉会

(定例第8回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第107号

平成24年第8回大山町議定例会を次のとおり招集する

平成24年9月4日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成24年9月7日 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	岩 井 美保子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富三郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第8回 大山町議会定例会会議録（第1日）

平成24年9月7日（金曜日）

議事日程

平成24年9月7日 午前10時 開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 95 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 96 号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 97 号 町道路線の変更について

日程第 7 議案第 98 号 工事請負変更契約の締結について（大山町名和地域休養施設整備
工事）

日程第 8 議案第 99 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 9 議案第 100 号 平成 23 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 101 号 平成 23 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第 11 議案第 102 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 12 議案第 103 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 13 議案第 104 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 14 議案第 105 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 15 議案第 106 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 16. 議案第 107 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 17 議案第 108 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 18 議案第 109 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第 19 議案第 110 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 議案第 111 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 議案第 112 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 議案第 113 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 23 議案第 114 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 24 議案第 115 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 25 議案第 116 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 26 議案第 117 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 27 議案第 118 号 平成 23 年度大山町水道事業会計決算の認定について

日程第 28 議案第 119 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 29 議案第 120 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 30 議案第 121 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 31 議案第 122 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 32 議案第 123 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 33 議案第 124 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 34 議案第 125 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子

11番 諸 遊 壤 司

12番 足 立 敏 雄

13番 小 原 力 三

14番 岡 田 聰

15番 椎 木 学

16番 鹿 島 功

17番 西 山 富三郎

18番 野 口 俊 明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………諸 遊 雅 照 書記 ……………中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森 田 増 範 教育長 ……………山 根 浩

副町長 ……………小 西 正 記

教育次長兼学校教育課長 ……………齋 藤 匠

総務課長兼住民生活課長 ……………酒 嶋 宏

社会教育課長 ……………手 島 千津夫 中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴

幼児教育課長 ……………林 原 幸 雄 大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之

企画情報課長 ……………野 間 一 成 税務課長 ……………小 谷 正 寿

建設課長 ……………池 本 義 親

農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山 下 一 郎

水道課長 ……………野 坂 友 晴 福祉介護課長 ……………戸 野 隆 弘

観光商工課長 ……………福 留 弘 明 保健課長 ……………後 藤 英 紀

観光商工課参事 ……………齋 藤 淳 人権推進課長……………澤 田 勝

企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ……………赤 井 久 宣

地籍調査課長 ……………種 田 順 治 代表監査委員……………松 本 正 博

午前10時 開会

○局長（諸遊 雅照君） みなさん、おはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） ただいまの出席議員は、18人です。定足数に達していますので、平成24年第8回大山町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、11番 諸遊壤司君、12番 足立敏雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの21日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

6月定例会において可決された意見書は、6月25日に関係方面へ提出いたしました。本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告及び議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計7件の報告の申出があります。これを許します。

町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの9月定例議会どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、政務報告ということで、6月の定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況につきまして、その主なものを報告をさせていただきます。

まず総務課関係でございます。

1. 消防ポンプ操法大会での活躍についてであります。第54回鳥取県西部地区消防ポンプ操法大会が7月1日、米子市の鳥取県消防学校で開催され、大山町消防団から名

和分団と大山第3分団が出場しました。名和分団が3位となり、また2名が優秀番員として選ばれたところであります。

2. 第3次行財政改革大綱の策定についてであります。本町では、社会経済状況の急激な変化と地方分権の時代に対応し、簡素で効率的な行政運営を行うため、行財政改革を進めているところであります。平成25年度から実施する第3次の行財政大綱と集中改革プラン、これを策定するため、7月20日に第1回目の審議会を開催いたしました。12月を目途に答申を頂く予定にいたしております。

3. 指定管理者候補者選定委員会の開催についてであります。現在、整備中の名和地域休養施設の指定管理者の選定につきまして8月21日、大山町指定管理者候補者選定委員会を開催いたしました。3社の応募があり、選定にあたっての応募者プレゼンテーションは公開で実施いたしましたところであります。選定委員会の意見を踏まえ指定管理者の候補者と現在協議を行っているところであります。

次に、企画情報課関係であります。

1. スマイル大山号についてであります。本年4月2日に運行を開始しました「スマイル大山号」は、運行開始から3カ月の間にお寄せ頂いた、利用者の方々の声を元にして、より便利なスマイル大山号になりますように、9月3日月曜日でございますが、当日ダイヤの改正実施を行ないました。

今回の改正の概要は、要望の多かった集落発9時の便を新設いたしましたほか、利用いただきやすいよう出発時間を調整いたしております。またダイヤ改正にあわせ、意見の多かった公民館などの生活に潤いを与える施設や介護福祉施設など合計29カ所を新たに追加をし、目的地を80カ箇所に拡大をいたしております。

なお、これらダイヤ改正につきましては、去る7月20日開催の第1回大山町地域公共交通会議で承認をいただき実施するものでございます。

2. 「2012 甲川溪流まつり」、これは第10回目になりますが、この開催についてであります。8月5日日曜日、中山まちづくり実行委員会主催によりまして、町内外から208名の参加を得て開催いたしました。天候にも恵まれ、魚のつかみ取り・バーベキュー・流しソーメンあるいは竹細工作りと、日本百名谷のひとつである自然豊かな「甲川溪流」、これを多くの子供たちにまた家族の方々に堪能していただいた本当に楽しい一日となりました。

3. 結婚対策推進事業についてであります。本年6月、移住・定住対策、担い手確保対策の一環として、婚活イベントを主催される登録団体へその開催経費の助成等をおこなう大山町結婚対策推進事業をスタートいたしました。この制度の下で、現在までに3団体が登録婚活支援団体に登録され、そのうち2団体が、7月29日の日曜日、また8月26日日曜日にイベントを開催されました。

なお、イベント参加者数につきましては、それぞれの主催者からの報告を集計いた

しますと合計で男女延べ 63 人になったというところでございます。

今後もこのような民間団体の創意工夫による婚活イベント、開催されることで、男女の出逢いの場が創出され、町民の結婚が促進されること、さらには若者の地域づくりの関心や参加の意識が高まることを期待するものでございます。

4. 鳥取大学との連携事業についてであります。医学部を中心に以前から鳥取大学と連携を行っておりましたが、今年度は職員を派遣をし、連携を強化いたしております。今年度は、新たに 4 事業について研究・調査をいたしております。

まず①番目に、保健課・福祉介護課との連携では「男性の健康づくりと地域づくり」これをテーマに、アンケート調査を行い、その分析を行う予定であります。

②番目に観光商工課との連携では「大山北壁エリアにおける体験型・交流型・滞在型ツーリズムの推進」をテーマに、8 月に学生が一泊二日の日程で体験をしていただきました。更に、フィールドワークやワークショップを重ねていく予定であります。

③番目に、企画情報課との連携では「大山町における大山北壁の水循環特性に関連する基礎調査」、これをテーマに、阿弥陀川を中心として、流水量の調査や湧水の分析を行っています。9 月には地盤調査も行う予定であります。

④番目に、農林水産課との連携では「エキナセア加工技術及び機能性家畜飼料等への応用技術の開発」をテーマとして、エキナセアが持っている特性を活かした特産品の開発に取り組んでいるところであります。また、鳥取大学との共同事業では、津波対策として海拔測量を行うことと、講演会を予定いたしているところであります。連携事業では、年度末までに報告書が提出される予定でありまして、この研究、また調査を通じて、交流を通じて地域活性化に努めていきたいと考えております。

続きまして人権推進課関係であります。

1. 人権・同和教育推進者養成講座の実施についてであります。各種企業、団体などにおける人権・同和問題学習を推進するためのリーダー育成、活動の活性化を目的として、企業などを対象に 2 回、また P T A などを対象に 2 回、すべて終了いたしております。受講者は、企業等と P T A 等を合わせて 70 名参加をいただいたところであります。受講者の方には、この講座を契機として人権・同和教育推進のリーダーとしての活躍を期待するところでございます。

2. みんなの人権セミナーの実施についてであります。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解とそして認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者などを対象に実施いたしているところでございます。8 月末までに、全日程 7 回の内の 2 回を終了いたしております。参加者が延べ 130 名となっているところであります。

続きまして、住民生活課関係であります。

1. 改正住民基本台帳法の施行についてでございます。外国人登録制度が廃止され、外国籍住民の方の居住情報が、日本人と同様に住民基本台帳法の対象になりました。7月9日の施行日にあわせて住民基本台帳システムの切り替えを行い、外国籍住民の方に住民票を交付することができるようになりました。

続きまして福祉介護課関係であります。

1. 障がい者虐待通報窓口の設置についてであります。本年10月から障害者虐待防止法が施行されることにともない、市町村は障がい者虐待通報窓口を設置することになりました。

大山町では現在、高齢者虐待の通報窓口を地域包括支援センターに置いておりますが、新たに設置する障がい者虐待通報窓口も同センター内に置き、関係部署や機関と連携をし、高齢者の虐待と障がい者の虐待の防止及び対応を一括しておこなう方針で、すでに試行中でございます。

今後は広報等を活用して制度の周知を図り、住民の皆様の協力も得ながら、虐待事例に対しては、早急かつ適切に対応してまいる所存であります。

次に、保健課関係であります。

1. 大山町福祉大会ボランティアフェスティバル&食育フェスタについてであります。6月17日日曜日、保健福祉センターなわを会場に、大山町社会福祉協議会と町により共催で開催をいたしました。本年度は、これまで同じ時期に行っていた2つのイベントを合わせて実施することによりまして、より幅広い層からの参加を見込んでいたところでございますが、天候にも恵まれ、約500名の方の、たくさんの皆さまにご来場いただいたところであります。

この大会では、食の安心安全をテーマとした、料理研究家コウケンテツさんの講演や、町内福祉施設の皆さんの作品展示や各種バザー、食育啓発コーナーなど、子どもから大人まで、本町の福祉とまた食育の取り組みの一端にふれていただくことができた1日と考えています。

2. 健康づくり研修会についてであります。本町では各種の健康づくり支援事業に取り組んでいるところでございます。そのうちのひとつとして鳥取大学と連携しながら、40歳から59歳までの女性を対象に更年期以降を上手に過ごす、このことを趣旨とした「女性の健康力アップ教室」を6月から8月まで4回連続で開講いたしましたところであります。この講座には57人が参加され、身体計測、体の仕組み、食事や運動など生活改善に必要な知識や実践など多方面にわたった研修となりました。今後は、参加者のアンケートの分析などを通じて次年度以降の健康づくり事業へ反映させていく予定です。

続きまして農林水産課関係であります。

1. 農地・水保全管理支払交付金（共同活動）事業についてでございます。水路の草

刈・泥上げ、農道の砂利補充など、基礎的な保全管理活動を支援する共同活動支援交付金事業が、本年度から 28 年度までの 5 年間、第二期としてスタートしております。継続 38 地区、新規 8 地区、計 46 の地区が取り組んでいただくというところであります。

2. 畜産関係の臭気対策事業についてであります。兵庫県養父市の下水道処理水、これは酵素水であります。この酵素水を活用して、畜産関係の臭気対策の実証実験に 7 月から着手いたしましたところであります。

酪農で 2 件、鶏の関係で 2 件、豚の関係で 1 件、もう 1 件は現在調整中でございますが、の農家の方々にお世話になりながら、酵素水を豚舎内、あるいは堆肥舎に散布をしたり、尿溜槽や糞尿の処理槽に注入することによって、臭気がどう変化していくか、そういった実験をいたしているところであります。

定期的に臭気測定を実施をして脱臭効果を実証していきますが、今のところ、モデル事業に取り組んでいただいている農家の皆さんの感想でございますが、臭いが少なくなったようだ、きたようだと言うように感想を述べていただいているところでございまして、この実証実験で良い結果が出てくることを期待しているところであります。

3. 全国和牛共進会出場についてであります。今年の 10 月 25 日から長崎県で開催されます、第 10 回全国和牛能力共進会の出品牛として、上坪東の小谷さんが飼育する雌牛 2 頭と、羽田井の西田さんが飼育する去勢肥育牛 1 頭が、鳥取県の代表牛として選ばれました。

この大会は 5 年毎に開催をされ、和牛の育種改良を実証展示する場であるとともに、生産者の方々の日々の活動の成果と飼養技術を競い合うものでございまして、お二人のご健闘をお祈りするとともに、町内の畜産業発展の一助になればと期待をいたすところであります。

続きまして建設課関係であります。

1. 社会資本整備総合交付金事業についてであります。測量・設計業務について、道路事業 4 件を委託をし業務遂行中でございます。また、工事につきましては、道路改良工事 2 件を請負施工中であります。またロータリー除雪車の購入契約を行って、現在製作中であります。

2. 道路維持業務についてであります。現在、道路除草業務を 5 工区に設定をし、請負施工中であります。

3. 災害復旧事業についてであります。昨年の台風 12 号、これで被災を受けた災害復旧事業は、道路関係は工事が完了いたしました。河川災害復旧工事 8 件につきましては、現在工事中であります。11 月末には完成の予定であります。

続きまして水道課関係であります。

まず、山陰道建設に伴う水道管移転補償工事として、東坪地内において有限会社モロユ水道が請負施工中であります。また、新佐摩橋水道管復旧工事として、佐摩地内

において有限会社松岡建設が請負施工中であります。

また、むきばんだ史跡公園消火栓設置工事を、妻木地内において、有限会社松本建設が請負施工中であります。

続きまして、観光商工課関係であります。

1. 各種イベントの実施についてであります。今年7回目となりました大山高原クロスカントリー大会を7月29日、豪円山スキー場内特設コースを会場に開催をいたしました。今回は、21都府県から大会史上最高の741名の参加をいただき、熱戦が繰り広げられたところでもあります。8月26日には、大山参道を会場として行われました「ぐーちゃん祭り」も大変盛況でありました。この夏は好天に恵まれ、登山者などたくさんのお客様で大山は賑わったところでもあります。

また、今年度は国際まんが博、古事記編纂1300年JRデスティネーションキャンペーンなど大型のプロモーションが目白押しとなっております。本町でもこれらに呼応したPR事業など各種取り組みを強化いたしているところでもあります。

2. 大山恵みの里公社の状況についてであります。財団法人大山恵みの里公社につきまして、7月までの今年度の第1・四半期の概況をご報告をさせていただきます。

現在公社には正職員・パート職員を合わせて約30名の職員が勤務いたしており、地場産業の育成や施設の管理といった本来の任務とあわせまして、雇用創出の場としてのその役割も大きなものと感じているところでもあります。

まず、道の駅の状況でございますが、売店部門が前年対比で約96%、食堂部門が約103%の実績となっており、まずまずの推移であるものと認識いたしております。

次に流通部門であります。大型店舗イベントの出店をひかえ売上高は減少しておりますが、収益性の高い他方面への事業展開により営業利益は伸びております。また、通販部門も順調に売上を伸ばしているところでもあります。今後も継続して生産部会を通じてより一層の出荷量増大に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

また農産物処理加工施設は、地元産原材料の使用を高めながら、また、販売量が増えてきたことに伴い、営業赤字の減少が進んでいるところでもあります。更に赤字の減少に向けての商品開発、営業の展開を図っていきたいと考えております。

続きまして地籍調査課関係であります。

大山町中山、そして大山地区地籍調査事業についてであります。まず中山地区につきましては、平成24年度の新規地区田中及び御崎の各一部の現地調査中であります。また大山地区につきましては、赤松の一部の現地調査中であります。

次に、中山支所総合窓口課関係であります。

四季彩園グラウンドゴルフ場の維持工事についてであります。文教の森四季彩園内のグラウンドゴルフ場暗渠工事を松岡建設有限会社が請け負っていただきましたが、完成をし、各種大会に使用できるようになり使用していただいているところであります。

次に、中山温泉館・生活想像館改修工事についてであります。中山温泉館浴室タイル張替等及び生活想像館音楽スタジオの床、壁の全面張替などの改修工事を株式会社平井組が請け負っていただいておりますが、完成いたしておるところであります。

続きまして、学校教育課関係であります。

大山小学校のプールサイド改修工事を有限会社松本建設が請け負い完了いたしております。

次に幼児教育課関係であります。

庄内保育所屋根改修工事を船越建設株式会社が請け負い完了いたしております。

続きまして社会教育課関係であります。

1. 大山町そして沖縄の嘉手納町人材育成交流事業についてであります。8月7日から10日までの4日間、町内各小学校から16人の児童と引率3人が、人材育成交流事業として沖縄県嘉手納町を訪ねたところであります。子どもたちは、4回の事前学習を重ねた上で平和祈念公園や因伯の塔、首里城を訪ねるなど、沖縄の歴史や文化、そして平和の大切さを学ぶとともに、美しい自然を目の当たりにすることができました。また、民泊家庭・児童との交流を通じて友情を深めるなど、多くの成果を得て帰町いたしたところであります。

2. 子ども会リーダー研修会についてであります。8月8日から10日まで2泊3日の日程で、大山青年の家を会場に子ども会リーダー研修会を開催いたしました。小学校4年生から6年生を対象に、野外体験活動等をとおして子ども会リーダーとしての資質を向上させるため実施しているものでございまして、今年は町内小学校から30人が参加し、テントでの寝泊まり、野外炊飯、カヌー体験など、自然の中でさまざまな活動にチャレンジいたしました。

続いて、徴収金の関係であります。

未収金の縮減に向けて、各課が連携をとりながら、24年度も各課の未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収にも取り組んでいるところであります。また、本年度第2回目の未収金対策会議を開催をし、特に「例月出納検査結果報告」によります監査委員さんからの指摘について共通の理解を図り、滞納対策のあり方について各課のこれまでの取り組み、また新たな取り組みについて意見交換をし、情報の共有化を図ったところでございます。

各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりでございます。また、6月以降の各課の

取り組みにつきましては、以下の各課の取り組み、記しておりますので、目を通していただきたいと存じます。

以上で政務報告を終わります。

続きまして報告第9号 平成23年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてでございます。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成23年度決算に基づく大山町健全化判断比率を議会にご報告するものでございます。

健全化判断比率の指数は、まず実質赤字比率、これは普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。連結実質赤字比率、これは、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質公債費比率、これは一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。そして将来負担比率、これは一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合、この4つの指標で判断するものでございまして、本町の指数はお手元に配布いたしております別表のとおりでございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

続きまして報告第10号 平成23年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定により、平成23年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっているところであります。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

続きまして報告第11号 平成23年度大山恵みの里公社収入支出決算についてであります。

本案は、地方自治法第243条の3第3項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき、財団法人大山恵みの里公社の平成23年度決算に係る書類を提出するものでございます。

これは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条第1項第2号の規定により、町が100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによります。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

続きまして報告第12号 平成24年度大山恵みの里公社収入支出予算についてであ

ります。

本案は地方自治法 243 条 3 第 3 項及び地方自治法施行令第 173 条の規定に基づき、財団法人大山恵みの里公社の平成 24 年度事業計画に係る書類を提出するものでございます。

これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、町が 100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによりますところであります。

以上で、報告第 12 号の説明を終わります。

続きまして報告第 13 号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会に報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。

以上で、報告第 13 号の説明を終わります。

続きまして報告第 14 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について第 5 項の規定に基づき、大山町災害対策本部条例の一部を改正する条例を施行いたしましたので、議会に報告するものでございます。

改正内容といたしましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成 24 年 6 月 27 日に施行されたことによりまして、この法改正に伴う災害対策基本法の引用箇所について、所要の改正を行ったものでございます。施行日は、9 月 1 日といたしているところであります。

以上で、報告第 14 号の説明を終わります。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 95 号～日程第 8 議案第 99 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 95 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 99 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてまで、計 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは、議案第 95 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

診療記録や診療報酬明細書については、国により遺族開示について取扱要領等が定められており、健康保険組合や民間の医療機関におきましては、これに基づいた取扱がされているところであります。大山町におきましては、現行の条例に死者の個人情報取扱について定められておらず、開示の手段がございません。本町におきましても、社会的要請に応えるべく同様の取扱を行い、開示することが可能となるようにするため所定の改正を行なうものでございます。

主な改正点は、死者の相続人、当該死者の配偶者及び当該死者の2親等以内の血族に対して、当該死者の個人情報の開示を行えるよう規定を新設するというものになります。

なお、この条例の施行にあたりましては、事前に「西部町村情報公開・個人情報保護審査会」に諮問をし、個人情報保護の観点からも問題ない旨の答申を得ているところであります。

施行日は10月1日といたしております。以上で議案第95号の説明を終わります。

続きまして議案第96号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。説明を申し上げます。

本案は、国において、平成24年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、関係条例の整理をおこなうものであります。

改正の主な内容といたしましては、これまでは、地方防災会議では、中央防災会議と異なり「防災に関する重要事項の審議」について所掌事務として規定されておりましたが、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務としてこれを追加をし、併せて、多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を委員に選任できることとしたものでございます。

施行日は、10月1日といたしております。以上で、議案第96号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第97号 町道路線の変更について（中林1号線）であります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、中林集落と県道赤碕中山インター線とを結ぶ既存の生活環境道を拡幅整備するため、町道路線を変更するものでございます。

この路線は、中林集落と県道赤碕中山インター線とを結び、一般車両、緊急車両の通行に利用され、生活用の道路としてのその役割を担う重要な道路として現在位置づけられております。県道赤碕中山インター線とのアクセス強化、地域交通の利便性を向上させることを目的とし拡幅整備を行うため、町道路線の変更を求めるものでございます。

路線名は町道中林1号線、延長を150m延伸し、終点を田中字中林ノ北1036番7から県道赤碕中山インター線交差点に変更するため、道路法第10条第3項の規定によ

り議会の議決をお願いするものでございます。

以上で議案第 97 号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 98 号 工事請負変更契約の締結につきまして（大山町名和地域休養施設整備工事）についてでございますが、これの提案理由の説明を申し上げます。

平成 24 年 8 月 24 日付で大山町名和地域休養施設整備工事の変更仮契約を締結いたしましたところであります。

この工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、補強土壁工の追加、土壌改良工の追加、トイレのオーガニックビューー化などのため事業費を増額するものであり、変更後の契約金額は 3 億 2,334 万 7,500 円で、元請負代金に対する増減額は、2,409 万 7,500 円の増額であります。工期と契約の相手方に変更はございません。

以上で議案第 98 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 99 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 24 年 3 月大山町議会定例会において変更議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の変更及び追加が生じたため、計画の一部を変更するものでございます。

変更内容は、町道山村文珠領線改良事業、町道中林 1 号線改良事業及び町道神原福尾線橋りょう架替事業の変更、また、大山寺復活にぎわい事業、タクシー助成制度事業を追加するものであります。

なお、過疎債は、後年元利償還金の 70%を普通交付税に算入することとなっておりまして、残りの 30%が町費分となります。以上で、議案第 99 号の提案理由の説明を終わります。

以上よろしくお願い申し上げます。

○議長(野口 俊明君) ここで暫時休憩をいたします。再開は 11 時 5 分といたします。休憩します。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

日程第 9 議案第 100 号～日程第 27 議案第 118 号

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。

日程第 9、議案第 100 号 平成 23 年度 大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 27、議案第 118 号 平成 23 年度大山町水道事業会計決算の認定につ

いてまで、計 19 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第 100 号 平成 23 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 23 年度大山町一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしくお願い申し上げます。

決算の概要につきましては、決算書 285 ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額 116 億 9,484 万 5,277 円に対して、歳出総額 111 億 6,078 万 3,239 円で、歳入歳出差引額 5 億 3,406 万 2,038 円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額であります。2 億 1,100 万 2,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、3 億 2,306 万 38 円でございます。

それでは、決算の概要につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

平成 23 年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額 123 億 2,496 万円に対して、調定額 118 億 2,485 万 8,160 円、収入済額 116 億 9,484 万 5,277 円で、町税 1,099 万 5,061 円を不納欠損いたしておりますので、収入未済額は、1 億 1,901 万 7,822 円となり、予算額に対して 94.9%、調定額に対して 98.9%の収入状況となっております。

収入未済額の内訳は、第 5 款町税で、第 5 項町民税 2,914 万 4,344 円、うち還付未済額が 34 万 2,605 円ございます。第 10 項固定資産税が 7,599 万 1,943 円、うち還付未済額 4,358 円であります。第 15 項軽自動車税 281 万 973 円。続きまして第 45 款分担金及び負担金では、第 5 項分担金の農林水産業費分担金 18 万 229 円、これはしっかり守る農林基盤交付金事業分担金と県営畑総事業分担金であります。第 10 項負担金の民生費負担金 112 万 8,580 円、これは老人施設入所措置負担金と保育料であります。第 50 款使用料及び手数料では、第 5 項使用料の土木費使用料 645 万 3,541 円、これは住宅使用料であります。第 65 款財産収入では第 10 項の財産売払収入の不動産売払収入 45 万 1,136 円、これは浜の上第二団地土地払い下げ代金の未収金であります。第 85 款では、第 15 項貸付金元利収入の民生費貸付金収入で老人居室整備資金貸付金元利収入 107 万 3,154 円、第 25 項諸収入の雑入で、旧大山地区の給食費 38 万 2,322 円、就農条件整備事業返還金 50 万円の未収となっております。

未収金対策につきましては、各課が総力を結集して取り組んではおりますが、厳しい経済情勢のため未収金総額が 22 年度と比較して 212 万 6,720 円増加いたしております。

ます。関係各課で作る未収金対策会議において徴収体制を強化をし、その取り組みを進めておりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いいたしたいと存じます。

次に歳入の大きなウエイトを占める明細書 21 ページから 22 ページ、第 35 款地方交付税でございますが、決算額は 57 億 271 万 4,000 円で、前年度比、額にして 867 万 1,000 円の増、率にして 0.2%の増でありました。

普通交付税は、平成 22 年度に比べて 6,444 万 7,000 円の増となっております。その理由といたしましては、臨時財政対策債振替額の減、平成 22 年度から過疎地域指定されたことに伴う過疎対策事業債ソフト分の公債費算入の皆増によるものと分析をいたしております。

特別交付税につきましては、平成 22 年度に算入されていた 23 年 1 月の豪雪対策経費が皆減になったことが主な要因となり 5,577 万 6,000 円の減となっております。

次に、歳出の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

総括表で 13 ページ、14 ページになりますが、平成 23 年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 123 億 2,496 万円に対し、支出済額 111 億 6,078 万 3,239 円で、予算現額に対します執行率は、90.6%であります。また、翌年度に繰り越す額 6 億 1,212 万円を控除した不用額は 5 億 5,205 万 6,761 円であります。

次に、歳出決算の内訳を性質別に見ますと、普通会計ベースであります平成 23 年度決算審査資料の 12 ページでございますように、人件費が 17 億 4,062 万 6,000 円、対前年比で 2.4%の減、扶助費が 7 億 5,641 万円、対前年比 8.4%の増、公債費が、19 億 8,874 万 8,000 円、対前年比 12.5%の増、普通建設事業費が、15 億 8,750 万 2,000 円で、対前年比 2.0 %の減、普通建設事業の主なものでございますが、中山地区・大山地区拠点保育所整備事業 7 億 6,683 万円、県営畑総事業負担金が、8,046 万 2,000 円、しっかり守る農林基盤交付金事業 7,252 万 4,000 円、雪害園芸施設等復旧対策事業補助金 7,761 万 5,000 円、自動番組送出システム導入委託料 3,780 万円、道路修繕事業きめ細かな交付金事業でございますが、2,743 万 9,000 円などがございます。

平成 23 年度における大山町の財政指標を決算統計に基づき申し上げます。決算審査資料 15 ページに記載してございますが、普通会計ベースで、実質収支比率 4.3%、経常収支比率 86.5%、実質公債費比率 17.1%となっております。

以上、平成 23 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成 23 年度決算審査資料をご覧くださいいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第 100 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 101 号 平成 23 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本案は、平成 23 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定をいたしたことにともない、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入 2 万 7,831 円、歳出 2 万 7,831 円で、歳入歳出差引残額は 0 円であります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入の利子及び配当金 2 万 7,831 円は、土地開発基金から生じた利子であります。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款諸支出金第 5 項公有財産取得費の 2 万 7,831 円は、土地開発基金への繰出金であります。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成 23 年度末現在 1 億 3,958 万 8,708 円となっております。

以上で、議案第 101 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 102 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算額は、歳入総額が 1,883 万 9,839 円で、歳出総額は、1,883 万 8,949 円で、歳入歳出差引額は 890 円であります。

歳入の主なものにつきまして説明を申し上げます。

第 5 款県支出金 127 万 7,000 円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 1,748 万 3,178 円で、収入未済額は、3 億 1,485 万 9,661 円となっております。

つぎに、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 521 万 2,729 円は、一般会計繰出金などであります。第 10 款公債費 1,362 万 6,220 円は、元金及び利子の償還金であります。

以上で、議案第 102 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 103 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 1,898 万 6,027 円に対し、歳出総額は、1,433 万 5,324 円で差引残額 465 万 703 円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款管理収入 959 万 2,285 円は、計量給水料金であります。第 10 款使用料及び手数料 1,050 円は、工事検査手数料であります。第 15 款財産収入 598 円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第 25 款繰越金 888 万 8,680 円は、前年度繰越金であります。第 30 款諸収入 50 万 3,414 円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金等

であります。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。

第5款総務費1,433万5,324円のうち主なものをご説明申し上げたいと思います。11、需用費の内、建物等修繕料260万675円は、管路及び止水栓等の修繕に係るものであります。13の委託料、これの61万3,792円は、水質検査及び検針委託料であります。15の工事請負費の292万4,250円は9月の台風12号によります災害復旧工事費であります。19の負担金補助及び交付金の400万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担したものであります。25の積立金の300万598円は、将来の施設整備に備え、基金へ積み立てたものであります。

以上で議案第103号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第104号 平成23年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算総額4億821万2,299円に対し、歳出決算総額は、4億810万7,299円で、歳入歳出差引残額は10万5,000円であります。

歳入につきましてご説明申し上げます。

第5款分担金及び負担金78万円は、新規引込工事を行なった加入者の負担金でございます。第10款使用料26万5,776円は、芯線等使用料であります。第15款財産収入4,097万4,000円は、中海テレビ放送への通信施設貸付料4,088万4,000円及び株配当金9万円であります。第20款繰入金2億9,949万2,716円は、起債償還金相当、人件費、その他維持管理経費に係る一般会計からの繰入金であります。第25款繰越金1,134万円は、繰越財源充当等の前年度繰越金であります。第30款諸収入1,755万9,807円は、支障移転工事の補償金748万4,329円、また中海テレビ新規加入金半額相当分の配当197万9,250円及び町村有物件災害共済金809万5,500円でございます。第35款町債3,780万円は、過疎対策事業債であります。

続きまして歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費1億7,144万4,780円は、人件費、局舎電気代、ケーブル等の修繕費、施設の保守委託料、自動番組送出システム導入委託料、また電柱等の使用料、支障移転工事費、台風被害復旧工事が主なものでございます。第10款公債費2億3,666万2,519円は、起債償還金の元金2億1,430万4,000円及び利子2,235万8,519円であります。

以上で、議案第104号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第105号 平成23年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成23年度におきましては、当初予算の否決に伴い暫定予算及び9月までの期限付き予算による運営となりました関係で、施設の利用者数が大きく減少するという結果

となりました。

歳入総額 3,037 万 5,145 円に対し、歳出総額が 2,828 万 7,145 円であり、差引残額は 208 万 8,000 円であります。

歳入から主なものをご説明申し上げます。

売上に相当いたします使用料が 984 万 4,128 円で前年比 27%の減、一般会計からの繰入金 1,451 万 4,077 円、町債が辺地債 560 万円などであります。

次に歳出では、総務費が 2,828 万 7,145 円でございます。主な内容といたしましては、職員人件費が約 675 万円、施設運営に係る材料費、修繕料、光熱水費等需用費が約 862 万円、手数料・保険料等役務費が約 227 万円、浄化槽、電気空調設備等の保守管理委託費が約 232 万円、老朽遊具の撤去費に約 143 万円、施設整備に伴います用地購入費約 545 万円などあります。

なお、施設整備工事費等として約 3 億 3,125 万円を平成 24 年度に繰り越しているところあります。

これで、議案第 105 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 106 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 4,968 万 678 円に対し、歳出総額は、4,967 万 7,378 円で差引残額 3,300 円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金の 26 万 2,500 円は新規加入者負担金であります。第 10 款使用料及び手数料の 221 万 2,333 円は、水道使用料及び工事検査手数料であります。第 15 款国庫支出金 401 万 5,000 円は、施設整備に係る国庫補助金であります。第 20 款繰入金 1,372 万 6,987 円は、一般会計繰入金であります。第 25 款繰越金 3,950 円は、前年度繰越金であります。第 30 款諸収入 155 万 9,908 円は、預金利子及び水道管移転補償金であります。また第 35 款町債 2,790 万円は、施設整備に係る簡易水道事業債及び辺地対策事業債であります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 458 万 4,079 円のうちの主なものをご説明申し上げますと、11 の需用費の内、施設修繕料 164 万 3,764 円は、取水井水中ポンプ取替ほか 10 件の修繕に係るものであります。13 委託料の 129 万 9,228 円は、水質検査委託料であります。第 10 款事業費 3,521 万 5,079 円のうち主なものをご説明いたしますと 13 委託料 470 万 4,000 円は豊房第 2 配水池設計など 3 件の事業実施に伴う委託料であります。15 の工事請負費 2,833 万 50 円は豊房第 2 配水池整備及び赤松地区老朽管工事など 4 件の工事費であります。第 15 款公債費 987 万 8,220 円は、借入金の元利償還金及び繰上償還に伴う補償金であります。

以上で議案第 106 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 107 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきましては、歳入総額が 24 億 2,863 万 9,825 円、歳出総額が 23 億 8,615 万 8,221 円となり、歳入歳出差引残額 4,248 万 1,604 円を翌年度に繰越すものであります。

歳入から説明を申し上げます。

第 5 款国民健康保険税の収入済額は 4 億 1,010 万 816 円で、収納率は現年分が 94.33%、過年度分が 15.95%。不納欠損額は 316 万 6,243 円で、収入未済額は、1 億 3,198 万 3,812 円であります。

第 10 款使用料及び手数料 11 万 320 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 6 億 4,365 万 6,409 円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第 20 款前期高齢者交付金は、4 億 5,788 万 4,861 円であります。第 25 款療養給付費等交付金は、2 億 2,552 万 8,934 円であります。第 30 款の県支出金 1 億 1,154 万 5,631 円の主なものは、高額医療費共同事業負担金であります。第 35 款共同事業交付金は、3 億 5,125 万 3,315 円でございます。また第 40 款の財産収入 5 万 673 円は、基金積立金利子であります。第 50 款繰入金 1 億 7,684 万 1,120 円の内訳は、一般会計繰入金が 1 億 3,004 万 7,961 円、国保診療所会計繰入金が 63 万 6,159 円、国保基金からの繰入金は、4,615 万 7,000 円であります。第 60 款諸収入 374 万 1,991 円の主なものは、交通事故等によります第三者行為の納付金及び不当利得による返納金であります。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。

第 5 款総務費 3,769 万 6,115 円の主なものは、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、及び国保連合会負担金であります。第 10 款保険給付費 16 億 2,541 万 6,965 円は、各種医療費とその審査支払手数料、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費として支出をいたしております。

なお、年間 1 人当たりの保険給付費は、一般分と退職者分をあわせて約 29 万 3,000 円となっております。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 5,209 万 1,244 円は、後期高齢者医療制度への負担金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 74 万 6,586 円は、保険者間における前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するための負担金であります。第 25 款老人保健拠出金 1 万 6,608 円は、社会保険支払基金への事務費負担金であります。第 30 款介護納付金 1 億 2,443 万 8,380 円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。第 35 款共同事業拠出金 2 億 9,879 万 2,372 円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る負担金であります。第 40 款保健事業費の 2,842 万 2,398 円の主なものは、特定健康診査等の委託料及び人間ドック・脳ドックの健診委託料であります。第 45 款基金積立金は、5 万 673 円といたして

おります。第 55 款諸支出金 1,848 万 6,880 円の主なものは、国民健康保険税の還付金、国庫補助金等の返還金、及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金であります。

以上で議案第 107 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 108 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所、そして大山口診療所の 3 診療所を合わせた施設勘定決算であります。

歳入総額 4 億 4,240 万 1,115 円に対し、歳出総額は 4 億 3,782 万 2,527 円であり、差引残額は 457 万 8,588 円であります。

歳入につきましてご説明申し上げます。

第 5 款診療収入 2 億 9,773 万 6,523 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 10 款サービス収入 417 万 510 円は訪問リハビリテーション収入とその自己負担金収入によるものであります。第 15 款使用料及び手数料 2,780 万 5,615 円は、文書料、健康診断手数料及び予防接種手数料であります。第 20 款財産収入 200 万円は、大山診療所 2 階部分の建物貸付収入であります。第 30 款繰入金 4,844 万 5,162 円の主な内訳であります。診療施設整備に係る起債償還のルール分 1,843 万 8,000 円、名和診療所起債繰上げ償還分 1,604 万 6,000 円、財源補填分 917 万 6,003 円あります。また、国民健康保険特別会計からの繰入金 414 万 9,000 円は、第 2 種へき地診療所である大山診療所運営費分であり、財源は国からの調整交付金であります。第 35 款繰越金 5,606 万円は、診療所医療施設整備事業に係る繰越明許分であります。第 40 款諸収入 571 万 6,477 円の主なものは、大山診療所貸付け部分に係る電気、水道代等の施設管理者負担分 362 万 5,556 円あります。

続いて歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 2 億 1,856 万 7,640 円は、職員人件費及び代診医師報償費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 6,569 万 9,880 円は、医薬材料代、臨床検査委託料及び医療機器借上料が主なものであります。第 15 款公債費 5,291 万 8,848 円は、歳入でご説明いたしました 3 診療所の施設整備に係る起債の定期償還金と名和診療所に係る繰上償還金の元金及び利子でございます。

以上で議案第 108 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 109 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の歳入総額は 1 億 8,911 万 367 円、歳出総額は、1 億 8,818 万 4,043 円で、差し引き残額の 92 万 6,324 円を翌年度に繰越すものでございます。

歳入の主なものを説明申し上げます。

第 5 款保険料 1 億 1,430 万 227 円は、後期高齢者に係る保険料であります。第 20

款繰入金 7,467万6,868円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款の総務費 429万4,880円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。第10款後期高齢者医療納付金 1億8,372万8,163円は、保険料等負担金および広域連合事務費負担金であります。

以上で、議案第109号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第110号 平成23年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきまして、歳入総額20億3,211万8,003円、歳出総額20億2,936万3,888円で、歳入歳出差引275万4,115円の残額となっております。

歳入からご説明を申し上げます。

第5款介護保険料の収入済額は2億8,883万9,738円、不納欠損額75万3,610円、収入未済額は365万4,071円で収納率は98.5%、前年度より0.1ポイントの減であります。第15款国庫支出金5億984万8,894円は、主に介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金・補助金であります。第20款支払基金交付金5億8,148万9,000円は、第2号被保険者納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。第25款県支出金2億9,948万5,293円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金及び補助金であります。第30款繰入金3億363万8,003円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分及び職員給与等を一般会計から繰入したものが主なものであります。第40款諸収入70万465円は、介護予防事業の利用者負担金が主なものであります。第45款町債4,200万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第5款総務費4,488万3,999円は、職員の人件費、電算処理委託料及び介護認定時の主治医意見書作成委託料が主なものであります。第10款保険給付費19億1,854万2,206円は、介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出いたしております。第15款地域支援事業費5,757万2,309円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援・任意事業費として支出いたしております。第25款公債費200万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金の償還金であります。第30款諸支出金636万5,374円は、第1号保険者の死亡・転出等に伴う介護保険料の還付金、また前年度実績によります介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金であります。

これで、議案第110号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第111号 平成23年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額4億4,851万2,888円に対し、歳出総額は、4億4,841万3,026円で差引残額9万9,862円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入につきましてご説明申し上げます。

第5款分担金及び負担金476万4,000円は、加入分担金であります。第10款使用料及び手数料1億1,165万7,963円は、下水道使用料でございます。第20款県支出金500万円は低コスト型農業集落排水施設支援事業補助金であります。第25款繰入金3億2,699万7,000円は、一般会計からの繰入金であります。第30款繰越金9万992円は、前年度からの繰越金であります。第35款諸収入2,933円は、預金利子であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第5款事業費1億1,838万7,815円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。第10款公債費3億2,995万6,331円は、起債の元利償還金であります。第15款諸支出金6万8,880円は、過年度分の下水道使用料還付金であります。

以上で議案第111号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第112号 平成23年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額4億1,169万4,220円に対し、歳出総額は、4億1,157万5,108円で差引残額11万9,112円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入につきましてご説明申し上げます。

第5款分担金及び負担金752万円は、加入分担金であります。第10款使用料及び手数料1億1,169万5,794円は、下水道使用料であります。第20款繰入金2億9,032万5,000円は、一般会計からの繰入金であります。第30款諸収入206万465円は、預金利子と物件移転補償費であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第5款事業費9,904万4,739円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。第10款公債費3億1,246万5,322円は、起債の元利償還金であります。第15款諸支出金6万5,047円は、過年度分下水道使用料還付金であります。

以上で議案第112号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） 説明の途中ではありますが、ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（野口 俊明君） 再開します。引き続き提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは引き続きまして議案第 113 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

歳入歳出とも決算総額 3,667 万 2,979 円であります。

歳入につきましてご説明申し上げます。

第 15 款繰入金 391 万 7,374 円は、一般管理費の嘱託職員賃金、公債費の元金償還金のための一般会計繰入金であります。第 25 款諸収入 3,275 万 5,605 円の主なものは、売電収入 2,547 万 7,751 円、建物災害共済金 727 万 6,500 円であります。

歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 1,838 万 807 円は、施設修繕料 783 万 9,300 円、保守点検業務委託料 441 万円、共同受信施設解体撤去工事 126 万円のほか、電気主任技術者賃金等、維持管理にかかる電気料金や通信経費、消費税が主なものであります。第 10 款公債費 1,829 万 2,172 円は、起債償還金の元金 1,606 万 1,040 円及び利子 223 万 1,132 円であります。

以上で、議案第 113 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 114 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

中山温泉は、平成 19 年度から指定管理者により事業の運営を行っております。平成 23 年度の年間入浴者数は 8 万 2,540 人でした。前年度の 8 万 2,013 人に対して 527 人の増となったところであります。前年度は、年末年始の大雪や東日本大震災の影響等により燃料となる灯油の入荷が制限され、営業時間を短縮したことにより利用者数に影響が出たところでありますが、平成 23 年度につきましては通常の業務が行えたこと、また年間を通して 3 連休が多かったこと等もあって、利用者数の伸びに繋がったものと考えておるところであります。

決算内容でございますが、本会計の歳入総額ならびに歳出総額とも 427 万 6,261 円となっております。

歳入から説明を申し上げます。

第 5 款使用料 354 万 1,125 円は、指定管理者やナスパルタウン居住者等からの温泉使用料であります。第 10 款繰入金 65 万 7,210 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款温泉館費 427 万 6,261 円は、温泉館浴室のブロワー並びに防湿ミラーの取換

え、脱衣場のウォータークーラーの取換え等修繕料 53 万 6,010 円と指定管理委託料等の委託料 357 万 6,870 円が主なものであります。

以上で、議案第 114 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 115 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」、「大山口駅前住宅団地」の販売、維持管理を行う会計であります。

歳入の決算総額 6,387 万 214 円に対し、歳出の決算総額 6,387 万 214 円で、差引残額 0 円となるものであります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入 3,634 万 5,720 円は、土地売り払い収入であり、内訳は「ナスパルタウン」2 区画、「大山口駅前住宅団地」6 区画の販売実績であります。第 10 款繰入金 2,752 万 1,991 円は一般会計からの繰入金であります。第 20 款諸収入 2,503 円は預金利子の収入であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款宅地造成事業費 638 万 5,850 円の主なものは、紹介者への謝礼金、パンフレットの印刷代、広告料など販売促進費として 78 万 4,600 円、大山口駅前住宅団地地下埋設物撤去などの工事請負費として 160 万 1,250 円、大山口駅前住宅団地定住促進助成金として 400 万円であります。第 10 款公債費 5,748 万 4,364 円は、起債の元金償還金 5,630 万円と償還金利子 118 万 4,364 円であります。

以上で議案第 115 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 116 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

平成 23 年 3 月 31 日をもちまして地方公営企業法の適用を廃止したことに伴いまして、平成 23 年度からは大山町索道事業特別会計としての決算認定をお願いを申し上げます。

大山スキー場全体といたしましては、2 シーズンぶりの雪のある 12 月 23 日のスキー場開き祭に始まり、シーズンを通じて安定した積雪に恵まれたことによりまして、4 月 1 日までの 101 日間リフト営業を行うことができたところであります。その結果、入り込み客数は前年より約 19% 増の 19 万 8,848 人となったところであります。

歳入総額 1 億 4,356 万 5,174 円に対し、歳出総額が 1 億 3,946 万 9,739 円であり、差し引き残額は 409 万 5,435 円であります。

歳入から主なものをご説明申し上げます。

20 款諸収入が 1 億 4,354 万 6,678 円で、主なものといたしましては、指定管理納付金が約 3,275 万円、消費税還付金が約 139 万円、前会計の残余現金が約 1 億 940 万円

であります。

次に歳出につきましては、5 款索道費が 1 億 3,946 万 9,739 円で、主なものとしたしましては、リフト敷地使用料が約 1,564 万円、各種負担金が 169 万円、香取農協への差し入れ保証金が 2,200 万円、索道事業基金積立金が 1 億円であります。

これで議案第 116 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 117 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の歳入総額は 59 万 9,690 円、歳出総額は 17 万 7,560 円で、歳入歳出差引額は 42 万 2,130 円であります。

歳入からご説明申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 30 万円は、市町村負担金であります。第 10 款繰入金 14 万 4,700 円は、一般会計からの繰入金であります。第 20 款諸収入 15 万 4,990 円の主なものは、前事務局であります日南町からの引継金であります。

次に歳出につきまして説明いたします。

第 5 款総務費 17 万 7,560 円は、西部町村情報公開・個人情報保護審査会委員の委員報酬及び費用弁償であります。

以上で、議案第 117 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 118 号 平成 23 年度大山町水道事業会計決算の認定についてであります。

はじめに業務の状況であります、給水栓数 5,565 栓、給水人口 1 万 5,251 人に年間総配水量 179 万 9,893 立方メートルを供給をし、有収率は 83.9%でありました。

経理の状況につきまして、決算報告書の 1 ページでございますが、これは以下消費税込みでございますが、収益的収入及び支出の収入、水道事業収益は 2 億 3,932 万 7,062 円、水道事業費用は 2 億 827 万 2,300 円であります。

次に、資本的収入及び支出の第 1 款資本的収入の合計は 5,700 万 8,342 円でございます、その内分けは山陰道整備に伴う水道管移転補償工事等に係る国などからの負担金として、3,707 万 5,080 円、企業債元金町補助金 1,993 万 3,262 円であります。

また、資本的支出では、山陰道整備に伴う水道管移転補償工事等によります建設改良費が 4,052 万 2,650 円、企業債償還金が 1 億 803 万 1,260 円で支出合計が 1 億 4,855 万 3,910 円となり不足する額 9,154 万 5,568 円は、過年度分損益勘定留保資金 9,154 万 5,568 円で補填いたしております。

次に収益的収支につきまして決算報告書 6 ページによりご説明申し上げます。ここにつきましては、消費税抜きということでございます。公益企業会計ルールの中かでございますのでご理解を願いたいと思います。

第 1 款水道事業収益の中で主なものは、水道使用料で 2 億 695 万 6,958 円、その他

営業収益の他会計負担金 716 万 7,142 円は町からの消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金等であります。

また、加入金 390 万円は当該年度新規加入 28 件分であります。

次に営業外収益の他会計補助金 919 万 2,578 円は、企業債の利息補助を一般会計から受けたものであります。

その他雑収益 126 万 8,102 円は中国電力からの還付金などであります。

次に 7 ページをご覧ください、第 1 款水道事業費用でございますが、第 1 項営業費用の目 1 原水及び浄水費の委託料 685 万 2,640 円は水質検査料金、動力費 1,586 万 6,025 円は水源池等の電気料金であります。

目 2 配水及び給水費 4,313 万 9,437 円は、職員 2 名分の給料、手当等とメーター検針に要する委託料 546 万 1,200 円、その他配水管修繕等に要した修繕費 1,861 万 3,458 円が主なものであります。

目 4 総係費につきましては職員 1 名分の給料、手当、備消耗品費等で 1,076 万 629 円、目 5 構築物等の減価償却費 8,166 万 4,688 円、目 6 の棚卸し資産減耗費 9 万 9,766 円が主なものであります。

第 2 項の営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息 4,317 万 8,093 円、雑支出 19 万 1,125 円は控除対象外消費税の精算であります。

第 3 項特別損失目 2 の過年度損益修正損 11 万 450 円は過年度分水道使用料還付金であります。

以上で議案第 118 号の説明を終わります。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 平成 23 年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 松本正博君。

○代表監査委員（松本 正博君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 松本監査委員。

○代表監査委員（松本 正博君） そういたしますと平成 23 年度の決算審査の審査結果を報告させていただきたいと思いますが、この決算審査にあたりましては、担当の課長さんなり、担当の職員の方には大変お世話になりまして、決算資料の作成なり提出にご協力いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さてこのたびの平成 23 年度決算審査に際しましては、4 件の意見書を提出させていただきました。

一つは、平成 23 年度大山町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、二つに平成 23 年度大山町水道事業会計決算審査意見書、三つに平成 23 年度決算に基づく大

山町健全化判断比率審査意見書、四つに平成 23 年度決算に基づく大山町資金不足比率審査意見書、以上の 4 件であります。

最初に、平成 23 年度大山町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書につきましてご報告申し上げます。

まず、第 1 としまして、審査の概要であります。決算審査の対象となりましたのは、一般会計と 17 の特別会計であります。なお、審査対象の会計名は省略させていただきます。一般会計と特別会計の歳入歳出決算額の総額は、歳入が 184 億 2,242 万 7,832 円、歳出が 178 億 2,604 万 731 円、これを差引しますと 5 億 9,638 万 7,101 円となっております。

次に審査の期間であります。平成 24 年 7 月 31 日から 8 月 29 日までのうちの 9 日間、鹿島監査委員さんとともに審査をさせていただいております。

審査の方法としましては、町長から提出されました平成 23 年度歳入歳出決算書及び事項別明細書・実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、4 つのことから審査をさせていただいております。

一つには、決算計数は、正確で誤りはないか。二つ目に予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか。三つに、収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的、効率的に処理されているか。四つ目に、財産管理及び主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施いたしました例月出納検査をも勘案し、慎重に審査をさせていただきました。

次に、第 2 の審査結果であります。決算計数につきましては審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他の書類は、関係法令に準拠して調製されていましたが、歳入歳出外現金として管理されていた町民税 732 万 5,003 円が、事務手続きの誤りから、出納整理期を過ぎてもなお、歳入歳出外現金として管理された結果、23 年度決算に算入されず、24 年度に収納されておりました。なお、財産に関する調書の計数につきましては、誤りは認められず、正確に管理運営されているものと認められました。

次に、23 年度事業の執行状況についてであります。23 年度には、22 年度に国が創設しました「地域活性化・きめ細かな交付金」、「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」などを活用させて、各種事業が行われております。これまで、起債や単町費によって取り組まれてきた施策が、2 つの交付金を活用し実施された結果、一般会計で 3 億 2,306 万 38 円、特別会計総額では、5,849 万 7,063 円の実質収支となっております。長引く経済不況下、税収は減少しているものの、地方交付税の伸びや国の交付金制度の積極的な活用により、安定した財政運営が図られております。

次に第 3 の会計別の執行状況であります。1 番の一般会計であります。

平成 23 年度一般会計歳入総額は 116 億 9,484 万 5,277 円、歳出総額は 111 億 6,078 万 3,239 円で、歳入歳出差引額は 5 億 3,406 万 2,038 円であります。このうち 2 億 1,100 万 2,000 円は、繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は、3 億 2,306 万 38 円となります。

まず 歳入ですが、本会計歳入決算は、予算現額 123 億 2,496 万円に対し、調定額は 118 億 2,485 万 8,160 円、収入済額は 116 億 9,484 万 5,277 円であります。町税において、1,099 万 5,061 円が不納欠損された結果、収入未済額は 1 億 1,901 万 7,822 円となります。収入率は、予算額に対して 94.9%、調定額に対して 98.9%の収入状況であります。

収入未済額の主なものは、法人町民税を含めた町民税 が 3,004 万 5,944 円、固定資産税 7,599 万 1,943 円、軽自動車税 281 万 973 円、住宅使用料 645 万 3,541 円等で、現年度、過年度別に区分しますと、現年度分 3,638 万 2,168 円、過年度分 8,263 万 5,654 円であります。なお別表 3 に 23 年度の収入未済額の状況につきましてのせております。

滞納対策につきましては、各課が総力を結集して取り組まれているものの、厳しい経済情勢を反映してか、本会計収入未済総額は、22 年度と比較して、212 万 6,720 円増加しております。不納欠損は、町民税、固定資産税、軽自動車税で行われておりますが、23 年度は、1,099 万 5,061 円と 22 年度の 708 万 2,447 円に比べ、391 万 2,614 円増加しております。別表 4 には 23 年度の不納欠損の状況につきましてのせております。

次に、歳出であります。歳出決算は、予算現額 123 億 2,496 万円に対し、支出済額は 111 億 6,078 万 3,239 円であります。24 年度に 6 億 1,212 万円を繰越しされたため、不用額は 5 億 5,205 万 6,761 円、執行率は 90.6%となっております。執行率は、平成 22 年度執行率 86.5%と比べ、4.1%上昇しております。23 年度中に、各課が取り組まれた事業の詳細は、別添の決算審査資料に記載のとおりであります。

2 番の土地取得特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額 2 万 7,831 円に対し、歳出総額 2 万 7,831 円で、歳入歳出差引額は 0 円であります。

3 番の住宅新築資金等貸付事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額 1,883 万 9,839 円に対し、歳出総額 1,883 万 8,949 円で、歳入歳出差引額は 890 円であります。貸付金元利収入において、3 億 1,485 万 9,661 円の収入未済がありますが、これは本町各会計の収入未済総額の 51.9%にあたります。

4 番の開拓専用水道特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額 1,898 万 6,027 円に対し、歳出総額 1,433 万 5,324 円で、歳入歳出差引額は 465 万 703 円であります。給水料に 30 万 2,098 円の収入未済がありますが、22 年度に比べ、6 万 5,690 円増加しております。

5番の情報通信事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額4億821万2,299円に対し、歳出総額4億810万7,299円で、歳入歳出差引額は10万5,000円でありま
す。

6番の地域休養施設特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額3,037万5,145円に
対し、歳出総額2,828万7,145円で、歳入歳出差引額は208万8,000円ではありますが、
このうち208万5,000円は、繰越明許費繰越額として、翌年度に繰越すべき財源であ
り、実質収支額は、3,000円となります。名和地域休養施設整備工事費及び備品購入
費として、3億2,935万4,000円が24年度に繰越しされております。

7番の簡易水道事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額4,968万678円に対
し、歳出総額4,967万7,378円で、歳入歳出差引額は3,300円であります。水道使用
料に、5,040円の収入未済があります。

8番の国民健康保険特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額24億2,863万9,825
円に対し、歳出総額は23億8,615万8,221円で、歳入歳出差引額は4,248万1,604
円であります。

国民健康保険税は、予算現額4億226万1,000円に対し、調定額5億4,525万871
円、収入済額4億1,010万816円で、316万6,243円を不納欠損されているため、収
入未済額は1億3,198万3,812円となっております。その他に、国民健康保険返納金
に39万7,604円の収入未済があります。収入率は、75.2%で、前年度と比較して、
0.34%増加しております。

また23年度には、国民健康保険事業基金を4,615万7,000円取崩し、国民健康保険
税の軽減が図られております。

9番の国民健康保険診療所特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額4億4,240万
1,115円に対し、歳出総額4億3,782万2,527円で、歳入歳出差引額は457万8,588
円であります。

収益性は、3診療所でそれぞれ異なりますが、大山診療所は、応急的な体制で
診療業務が行われているため、診療収入が減少しております。23年度には、使用され
ていない2階部分を民間事業者に貸付され、地域密着型介護老人福祉施設として、新
たな活用が図られております。

10番の後期高齢者医療特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額1億8,911万367
円に対し、歳出総額1億8,818万4,043円で、歳入歳出差引額は92万6,324円であ
ります。後期高齢者保険料では、1万9,700円が不納欠損されるとともに、保険料及
び手数料におきまして、4万1,898円の収入未済があります。

11番の介護保険特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額20億3,211万8,003円
に対し、歳出総額20億2,936万3,888円で、歳入歳出差引額は275万4,115円であ
ります。介護保険料では、75万3,610円が不納欠損されるとともに、介護保険料及び

手数料並びに雑入におきまして、369万2,022円の収入未済があります。また、介護保険システム制度改正更新等委託料348万6,000円が、24年度に繰越しされております。

12番の農業集落排水事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額4億4,851万2,888円に対し、歳出総額4億4,841万3,026円で、歳入歳出差引額は9万9,862円であります。加入分担金に78万7,940円と使用料に165万1,888円の収入未済があります。

13番の公共下水道事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額4億1,169万4,220円に対し、歳出総額4億1,157万5,108円で、歳入歳出差引額は11万9,112円あります。加入分担金に73万3,400円と使用料に909万4,790円の収入未済があります。

14番の風力発電事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額3,667万2,979円に対し、歳出総額3,667万2,979円で、歳入歳出差引額は0円あります。23年度の発電量は、228万2,658Kwhの目標電力に対して、214万7,304Kwhで、達成率は94.07%となっております。

15番の温泉事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額427万6,261円に対し、歳出総額427万6,261円で、歳入歳出差引額は0円あります。温泉館の管理運営は、19年度から指定管理者に委託されております。

16番の宅地造成事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額6,387万214円に対し、歳出総額6,387万214円で、歳入歳出差引額は0円あります。23年度には、ナスパル2区画、大山口6区画の分譲が行われ、3,632万5,720円の財産売払い収入があります。なお、23年度末の未分譲区画は、ナスパル32区画、大山口1区画となっております。

17番の索道事業特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額1億4,356万5,174円に対し、歳出総額1億3,946万9,739円で、歳入歳出差引額は409万5,435円となっております。

23年度は、これまでの地方公営企業法適用会計から、地方公営企業法非適用の特別会計に移行した初年にあたりますが、新たに大山町索道事業基金を設置され、今後の施設整備に備え1億円を積立されております。

18番の鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計ですが、本会計決算は、歳入総額59万9,690円に対し、歳出総額17万7,560円で、歳入歳出差引額は42万2,130円あります。

以上が各会計別の執行状況であります。

次に第4の資金運用状況についてであります。平成23年度における一般会計及び特別会計の収支実績及び資金運用状況は、別途実施しました例月出納検査をも勘案し、

適正に行われているものと認めました。

基金は、地方交付税の伸びや国の経済対策の実施により、平成 23 年度末の基金現在高は 44 億 9,547 万 6,000 円と、前年度末に比べて 3 億 5,646 万 7,000 円増加しております。

堅実な運用が図られてきた成果と認識をしておりますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されますので、その運用につきましては、慎重に対処されたいと思います。

第 5 の財産管理の状況につきましては、第 2 の審査の結果のところの説明させていただきましたので、省略させていただきます。

第 6 の主要事業の執行状況についてであります。23 年度には、大山地区拠点保育所整備事業や中山地区拠点保育所整備事業、あるいは 22 年度から 23 年度に繰越しされた「地域活性化・きめ細かな交付金」、「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」などを活用され、生活環境、産業振興、教育環境整備等の施策に、積極的に取組まれております。

また、雪害や、23 年 9 月に発生しました台風 12 号被害により、農地・農業施設及び公共土木施設等において、多大な災害復旧費が生じております。

県営土地改良事業や道路新設改良事業、災害復旧等、24 年度に繰越しされた事業もありますが、概ね適切に執行されているものと認めました。

最後に第 7 としまして、4 つの指摘をさせていただきます。

1 であります。度々の指摘となりますが、近年、大山町職員によります違法行為や、信用失墜行為が相次いでおりまして、行政に対する住民の信用・信頼は薄らぎつつあるように思います。23 年度中にも、財務事務、決算事務におきまして、点検・確認不足や基礎的知識の欠如によります不適切な事務処理が散見されております。

この対処としまして、現在、基礎的知識の習得や、行政事務能力の向上を図る各種研修会が開催されているところでありますが、職員自らが、全体の奉仕者であることの自覚を促したり、職員個々の職務遂行能力を高めることが必要と解しますが、組織全体として、早期発見に至る仕組み、縦、横の連携、「報告・連絡・相談」、一般的に「ほう・れん・そう」といわれるコミュニケーションが不足しているように感じられますので、コミュニケーションの取りやすい職場環境を整備されたいと思います。

2 であります。このことにつきましても毎年繰り返し指摘をさせていただきます。未収金は、町税・国民健康保険税、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、農業集落排水事業や公共下水道事業使用料等において発生し、全会計総額は 6 億 700 万円を上回っております。

滞納対策は、行政喫緊の課題であることから、滞納整理の基幹的な役割を果たす部署として、平成 19 年に税務課に滞納対策室が設置されました。滞納対策室は、未収

金の集約化、滞納者の実態把握、法的手段の調査・研究等、未収金を有する各課の指導的立場にある専門部署と認識していますが、実態は各課との連携を欠き、設置当初の目的とは乖離しているように感じられますので、連携の強化と情報の共有化に努められ、実効ある滞納施策を今一度検討していただきたいと思います。

3 であります、合併から早や7年が経過しましたがこの間、合理的、効率的な行政運営を行うため、保育所や小学校の整理統合が精力的に行われてきました。この結果、廃止にともないまして、現在は活用されない、遊休化している旧保育所、学校用地及び建物が見受けられますので、まちづくりの施策等と絡めつつ、活用の方針を定めていただきたいと思います。また、その他遊休地におきましても、利活用の予定のないもの、管理に著しい経費を要するものは、労力や経費縮減のため、売却を含めた処分を検討されたいと思います。

なお、すでに整備された施設のうち、友好館など条例等により、利用範囲が著しく制約されている施設や、中山農村活性化センター、神田バンガローなど、観光資源となり得ますが、PR不足から広く知られていない施設もありますので、条例改正や、広報・宣伝に努められ、土地、建物等、町有財産の有効的な活用を図っていただきたいと思います。

4 であります、国民健康保険直営の大山診療所は、20年5月に常勤医師が退職して以来、応急的な体制により診療が行われております。2階の入院病床及び介護病床部分は、「地域密着型介護老人福祉施設」として、23年度から民間事業者により活用が図られておりますが、1階の医療部分につきましても、固定医確保が難航している現状を踏まえ、当然に医師の確保が最善・最良の方策と考えておりますが、なお医師の確保が困難な場合は、直営から民間委託への方針転換や併せて財政状況悪化の折には、廃止も視野に入れて、根本的な診療所運営のあり方を検討されたいと思います。

以上で、平成23年度の大山町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査につきましての監査委員からの報告とさせていただきます。

次に、平成23年度大山町水道事業会計決算審査意見書につきましてご報告申し上げます。

審査の概要であります、平成24年7月24日に決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査いたしました。

その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めました。

次のページの最後であります、7番の結びに決算の概要をのせております。

本年度の収益的収支における総収益は、2億2,878万5,187円、総費用は、2億583万7,712円で、当年度の純利益は、2,294万7,475円となり、前年度繰越欠損金4,225

万 7,189 円と合わせますと、当年度未処理欠損金は、1,930 万 9,714 円となっております。

資本的収支では、収入 5,700 万 8,342 円に対し、支出 1 億 4,855 万 3,910 円となり、資本的収支は 9,154 万 5,568 円不足しますが、過年度分損益勘定留保資金 9,154 万 5,568 円で補填されております。

徴収対策の強化に努められた結果として平成 23 年度末現在の水道使用料の未収金は 2,461 万 6,079 円と前年度に比べ、132 万 6,184 円減少しております。

合併前からの課題でありました水道料金統一につきましては、年次的にその取り組みが進められておりますが、今後も水量の安定的確保や、施設の適正な維持管理に努められ、町民の安心・安全に寄与されたいと思います。また、地方公営企業法の独立採算制の趣旨を踏まえ、会計の安定化及び健全化に向けても、なお一層努力していただきたいと思っております。以上であります。

最後に、平成 23 年度決算に基づきます大山町健全化判断比率及び平成 23 年度決算に基づきます大山町資金不足比率につきましては、先ほど町長からも報告がありましたが、提出されました書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査したものでありますが、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正にされているものと認められましたので、ご報告申し上げます。

以上で、平成 23 年度の決算審査の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口 俊明君） 監査委員さんには、平成 23 年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

ここで暫時休憩をして次に進みたいと思っております。休憩いたします。再開は 2 時 5 分といたします。休憩します。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 5 分 再開

日程第 28 議案第 119 号～日程第 34 議案第 125 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。日程第 28、議案第 119 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 34、議案第 125 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、計 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 119 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、歳入におきましては、事業としてやらいや果樹王国復権事業補助金の新規の計上、歳出におきましては、名和地区拠点保育所整備事業、個人用住宅等改善助成委託料の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどによりまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,474万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億6,058万7,000円とするものでございます。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第30款地方特例交付金は、42万8,000円の増額で、額の確定による追加であります。第35款地方交付税は1億1,816万3,000円の追加であります。第50款使用料及び手数料は、7万5,000円の増額で、混合粗大ごみ処理手数料の追加であります。第55款国庫支出金は、1,238万4,000円の減額で、主なものは、第10項国庫補助金の土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金1,241万円の減額であります。第60款県支出金は1,070万3,000円の増額で、主なものは、第10項県補助金の総務費県補助金で住宅用太陽光発電システム等導入促進事業費補助金334万5,000円、農林水産業費県補助金で中山間地域等直接支払推進事業補助金130万1,000円、鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業補助金156万2,000円の追加などであります。第65款財産収入は490万1,000円の増額で、主なものは、第10項財産売払収入の不動産売払収入で土地売払収入487万円の追加であります。第85款諸収入は、135万6,000円の増額で、主なものは町村有物件災害共済金43万5,000円、消防団員退職報償金91万7,000円の追加などあります。第90款町債は、5,150万円の増額で、額の確定に伴う臨時財政対策債2,610万円の減、名和地区拠点保育所整備事業6,450万円の新規計上などをいたしております。

次に歳出につきまして、人件費を除く主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第10款総務費は、2,252万円の増額で、主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で、複合機更新に伴う一括管理経費として803万3,000円の新規の計上、人事異動に伴うマイクロバス運転業務委託料110万6,000円の追加、企画費で太陽光発電等導入促進事業補助金の805万円の追加、鳥取型地域生活システムモデル事業補助金126万円の新規の計上、交通安全対策費で交通安全施設整備工事の200万円、新規計上などをいたしております。第15款民生費は、7,586万8,000円の増額で、主なものは、第5項社会福祉費の老人福祉費で介護保険特別会計繰出金631万6,000円の追加、同和対策費で中山児童館進入路ほか用地取得経費として133万8,000円の新規計上、第10項児童福祉費の保育所整備費で名和地区拠点保育所整備事業6,553万6,000円の追加などを計上いたしております。第20款衛生費は、652万2,000円の

増額で、主なものは、第5項保健衛生費の保健衛生総務費で、健康管理システム改修委託料101万3,000円、予防費の予防接種委託料439万円の追加などを計上いたしております。第30款農林水産業費は、1,704万2,000円の増額で、主なものは、第5項農業費の農業振興費で、押平共同作業所外壁修繕工事234万1,000円、中山間地域等直接支払推進事業交付金173万6,000円、平成23年1月の豪雪対策緊急事業費補助金227万6,000円の追加、やらいや果樹王国復権事業補助金190万1,000円の新規の計上、第10項林業費で鳥取県緑の産業再生プロジェクト補助金156万2,000円の追加などを計上いたしております。第35款商工費は、1,491万3,000円の増額で、主なものは、第5項商工費の商工振興費で、個人用住宅等改善助成委託料1,034万円、観光費でコンベンション開催助成金負担金100万円の追加などを計上いたしております。第40款土木費は、2,101万9,000円の増額で、第10項道路橋梁費の道路維持費で道路維持管理委託料300万円、町道維持補修工事500万円、道路新設改良費で単町の町道改良工事510万円、第30項下水道費の公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金501万4,000円などを追加いたしております。第45款消防費は、308万円の増額で、第5項消防費の非常備消防費で、消防団員退職報償金91万7,000円、消防団の捜索時の靴購入費として216万3,000円を追加しております。第50款教育費は、122万2,000円の減額で、主なものは、第15項中学校費の教育振興費で全国大会等派遣補助金21万円、第20項社会教育費の文化財費で県指定保護文化財修理費補助金17万8,000円の追加などを計上いたしております。第90款予備費は1,500万円を追加いたしております。人件費の補正であります。24～26ページに記載いたしておりますように、特別職分26万1,000円の追加、一般職分514万1,000円の減額であります。

次に予算書5ページの「第2表 地方債補正」でございますが、臨時財政対策債2,610万円の減、町道の改良事業として辺地対策事業債110万円を追加、名和地区拠点保育所整備事業及び町道改良事業として過疎対策事業債7,650万円を追加いたしております。

以上で、議案第119号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第120号 平成24年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、山陰道建設に伴う移転工事及びD-ONU購入等のため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,119万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億6,200万円とするものでございます。

補正内容について、歳入からご説明いたします。

第15款財産収入の利子及び配当金6万円は、中海テレビ放送株式会社よりの本年度特別配当であります。第25款繰越金10万5,000円は、前年度繰越金であります。第

30 款諸収入の 1,102 万 6,000 円は、この春の強風によります光ファイバー断線等に係る町村有物件災害共済金と平成 23 年度情報通信事業特別会計決算による消費税還付金であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費に 1,119 万 1,000 円の増額は、昨年導入しました自主放送送出システムの保守料に 93 万 8,000 円、山陰道建設に係る支障移転等工事請負費に 458 万 3,000 円、D-O-N-U 購入として備品購入費に 567 万円でございます。

以上で、議案第 120 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 121 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 488 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,469 万 3,000 円とするものでございます。

第 1 表を歳入からご説明いたします。第 5 款使用料及び手数料は、施設の使用料を収入見込みにより 320 万円の増額、第 10 款繰入金は一般会計からの繰入金で 168 万円の増額といたしております。

次に歳出につきまして説明申し上げます。

事業執行見込みにより、第 5 款総務費を 488 万円の増額といたしており、主なものは 1 目一般管理費の賄材料費を 320 万の増額、2 目 施設整備事業費の工事請負費を多目的広場の盛土工事費として 168 万円の新規計上であります。

これで、議案第 121 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 122 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明を申し上げます。

規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,736 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 7,488 万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第 15 款国庫支出金 121 万 9,000 円の増は、平成 23 年度介護給付費負担金（国庫）及び地域支援事業交付金の追加交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 43 万 3,000 円の増は、平成 23 年度介護給付費交付金の追加交付によるものであります。第 25 款県支出金 108 万 3,000 円の増は、平成 23 年度介護給付費負担金（県費）及び鳥取県地域支援事業交付金の追加交付によるものであります。第 40 款諸収入 1,820 万 1,000 円の増は、主に鳥取県介護保険財政安定化基金拠出金の返還金であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 719 万円の増は、主に人事異動等に伴う人件費の増額によるものであります。第 10 款保険給付費 1,913 万 9,000 円の増は、現年度の給付実績から算定し

た今後必要となる介護サービス給付費諸費を増額するものであります。第 30 款諸支出金 110 万 5,000 円の増は、主に平成 23 年度に社会保険診療報酬支払基金よりの地域支援事業交付金の概算払額を実績額が下回ったため、その差額を返還するものでございます。

以上で、議案第 122 号の提案理由の説明終わります。

続きまして議案第 123 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案の補正内容として、歳入は、他会計繰入金を増額、歳出は、事業費を増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 501 万 4,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 755 万 7,000 円とするものであります。

内容につきまして歳入から説明いたします。

第 20 款繰入金 501 万 4,000 円を増額は、事業費の増によるもので一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 150 万 5,000 円を増額は、人事異動による増額であります。第 10 項公共下水道事業費 350 万 9,000 円を増額は、逢坂処理場エアレーション装置故障による、施設修繕料の増額であります。第 10 款公債費は、公債費の財源に繰入金を充当するための、財源組み替えであります。

以上で議案第 123 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 124 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 566 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,643 万 7,000 円とするものであります。

内容につきまして歳入からご説明を申し上げます。

第 25 款諸収入は 566 万 6,000 円を増額であります。これは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行に伴い、中国電力との協議が早急に整うことを期待しての調達価格改定に伴う収益事業収入の増額見込み 424 万 6,000 円と町村有物件災害共済金 142 万円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費は 566 万 6,000 円を増額で、主なものは経年劣化に伴う修繕としてギアオイル及び IGBT 冷却ファンの修繕費 365 万 4,000 円、メインベアリング給脂装置等の修繕費 143 万 9,000 円等であります。

以上で、議案第 124 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 125 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 1 号)

につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 409 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,533 万 9,000 円とするものでございます。

歳入からご説明を申し上げます。

第 15 款繰越金を決算の確定に伴いまして 409 万 4,000 円の増額といたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款索道費で旧スキー場管理組合に相当しますところの「だいせんホワイトリゾート」が実施されます各種誘客ソフト事業費の一部助成として補助金及び交付金を 500 万円の計上とし、積立金を 90 万 6,000 円減額し財源調整いたしているところであります。これは、株式会社だいせんリゾートが来期に向けての取り組みのなかで中の原エリアに人工降雪装置を設置され、それに伴い従来不十分であった小さなお子さんや高齢者の方々の受け入れ体制を強化するためのソフト事業にスキー場全体として重点的に取り組んでいこうとするものでございます。

以上で、議案第 125 号の提案理由の説明を終わります。審議の方、よろしくお願ひ申し上げます。

散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、9 月 10 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午後 2 時 32 分 散会